

グリーン購入の取組に向けて

(市町村グリーン購入取組マニュアル)



宮城県環境生活部環境政策課

2006.12

目次 contents

本書の目的	1
第1部 グリーン購入の意義	
1 グリーン購入について	2
2 地方公共団体の役割	2
第2部 グリーン購入の導入に向けて	
【グリーン購入取り組みフロー図】	4
1 環境物品等の購入状況の把握	5
2 調達方針の作成	5
3 調達方針の決定，公表	8
4 調達実績の取りまとめ，公表	8
5 課題の整理，必要に応じて是正措置	9
【調達方針例】	10
参考 県におけるグリーン購入の取組	
1 調達方針の策定	18
2 調達方針の概要	18
3 調達品目数の推移	19
4 調達状況の推移	19
5 宮城県グリーン購入促進条例	20
6 平成19年度以降のグリーン購入の取り組み	20



本書の目的

環境に配慮した物品等を優先して調達する取組，いわゆるグリーン購入は，持続可能な社会の構築に向けた重要な取組であり，「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においても，地方公共団体に対して，環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）を作成し，当該方針に基づいて物品等の調達を行うよう努めるものと定められています。

昨年度，環境省が実施したアンケート調査の結果によると，都道府県及び政令指定都市につきましては，ほぼ全ての地方公共団体で調達方針が策定されており，積極的な取組が進められております。一方，区市，町村につきましては，策定されている地方公共団体が，それぞれ45.4%，10.0%にとどまっており，住民により近い基礎的自治体において取組が遅れている状況です。県内市町村における策定状況につきましても，36市町村中，7市町のみの方針となっており，積極的な取組が求められています。

県といたしましては，このような状況を踏まえ，地域におけるグリーン購入の一層の取組が必要との認識のもと，平成18年4月グリーン購入促進条例を施行して，県内におけるグリーン購入の促進を図ることとしました。そのためには，県内市町村における率先した取組が必要でありますことから，市町村において容易に取組を進めることができるよう，手引書としてのマニュアルを策定したものです。

第1部 グリーン購入の意義

1 グリーン購入について

私たちが暮らす大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、地球温暖化や資源の枯渇、環境汚染、廃棄物の増大など、深刻な環境問題をもたらしています。いま私たちは、使い捨て型の社会や製品のあり方を根本から見直し、持続可能な社会を構築する必要に迫られています。

「グリーン購入」とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

グリーン購入が普及すれば、「グリーンな市場」が拡大し、市場を通じて事業者に「グリーンな製品・サービス」の開発を促し、環境を考えた経営を促進することになります。グリーン購入は企業を変え、社会を変える力を持っているのです。

2 地方公共団体の役割

(1) 地方公共団体の責務

国では、「国等による環境物品等の調達に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)を平成12年5月に制定し、平成13年4月から、グリーン購入の推進に取り組んでいます。

グリーン購入法では社会全体で環境物品等の利用が促進されるよう、国の機関において、物品やサービスの調達する場合には、環境物品等を選択するように努めなければならないことを規定するほか、地方公共団体としての責務を次のように記載しています。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(抄)

(平成十二年五月三十一日法律第百号)

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方行政独立法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(環境物品等の調達の推進に当たっての配慮)

第十一条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

(2) 地方公共団体における取組の現状

都道府県や市町村などの地方公共団体は、行政機関であると同時に、地域における経済活動の中で大規模な事業者かつ消費者であり、事務事業の実施に伴って、多くの物品等を調達しています。そのため、地方公共団体がグリーン購入に率先して取り組むことは、地域におけるグリーン購入の普及に大きく貢献することになります。

しかしながら、環境省が平成17年11月に実施した「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」によると、都道府県・政令市の96.7%が「全庁で組織的に取り組んでいる」と回答する一方で、区市、町村においては「全庁で組織的に取り組んでいる」と回答したところが、それぞれ、53.1%、15.2%と低い割合となっています。また、調達方針を策定している割合も、都道府県・政令市の96.7%に対して、区市45.4%、町村10.0%となっており、特に、区市町村などの住民により近い基礎自治体において取組が遅れています。

県内における取組状況では「全庁で組織的に取り組んでいる」と回答した市町村は33.3%となっており、岩手県(43.2%)や山形県(46.2%)に比べて、取り組みが進んでいません。また、調達方針を策定している市町村についても、36市町村中、7市町(仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、多賀城市、大和町、富谷町)にとどまっています。

(3) 地球温暖化対策の中でのグリーン購入

先進国の温室効果ガス排出量削減の数値目標を定めた京都議定書が、平成17年2月16日に発効したことを受け、政府では、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの間に、1990年(平成2年)の値と比べ温室効果ガスを6%削減するという国際的な公約達成に向けて、官民一体となった取組を推進しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条では、都道府県及び市町村は、自らの事務事業から発生する温室効果ガス抑制のための「地方公共団体実行計画」を策定することが規定されています。「地方公共団体実行計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、目標達成に向けた取組を盛り込むこととなりますが、室内照明の適正管理や冷暖房設定温度の見直しといった省エネルギー関連の取組に加え、グリーン購入を導入することが、具体的な手段の一つとして有効です。例えば、OA機器や冷暖房機の購入・更新時には、価格だけでなく、グリーン購入の観点から、消費電力やエネルギー消費効率などにも着目して選択することにより、電力使用量の削減が図られ、結果として、使用に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制に繋がります。

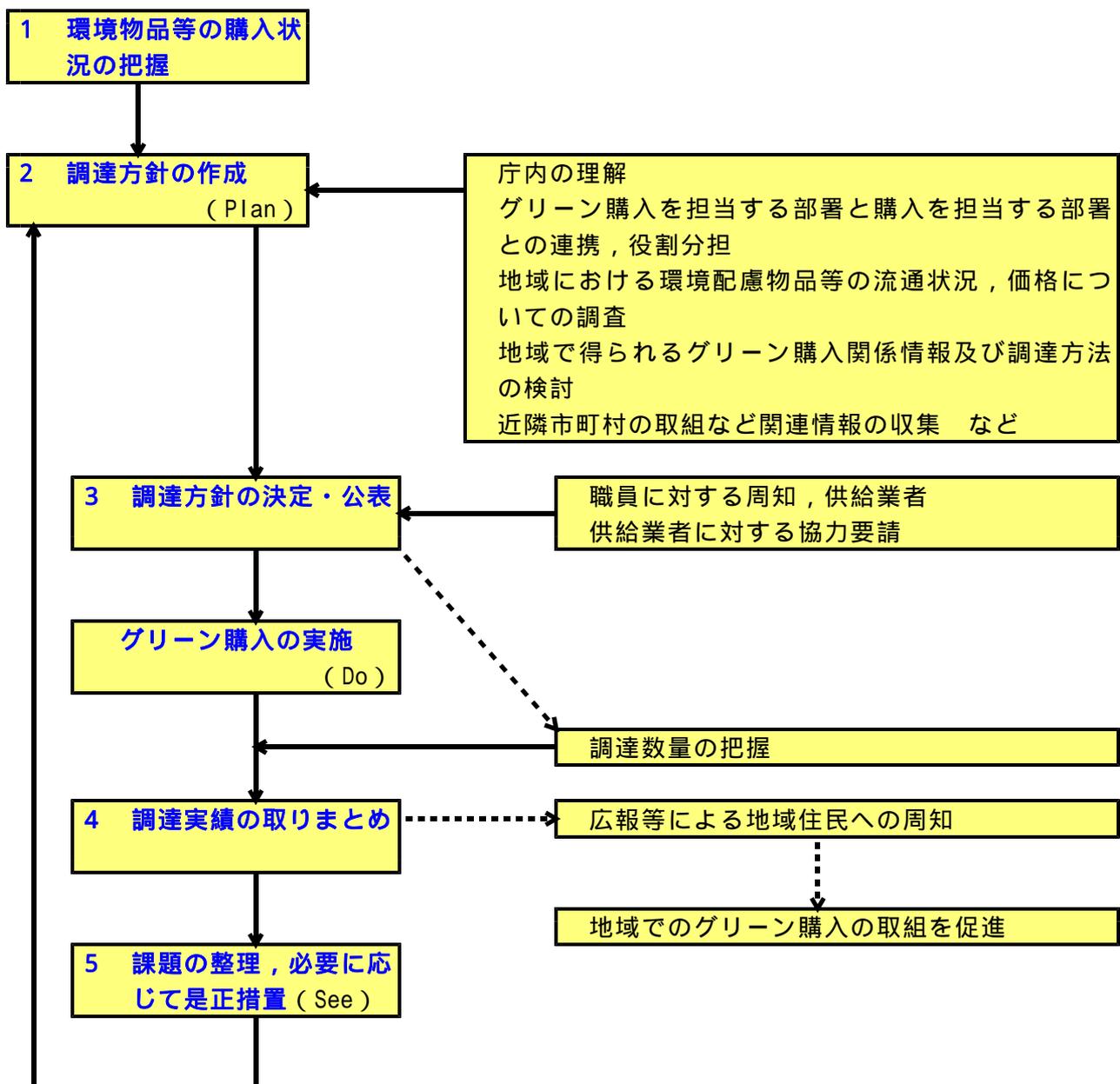
また、グリーン購入は、物品購入やサービス利用を、環境の視点から見直すという取組ですので、そのための新たな予算を必要とせず、庁内に保管されている在庫品の効率的な活用や購入総量の抑制にも配慮することになりますので、経費の削減にも繋がることが期待されます。財政状況から、新規事業を実施することが難しい市町村であっても、環境配慮の取組として容易に着手できるのが、グリーン購入です。

第2部 グリーン購入の導入に向けて

ここでは、導入に向けた具体的な手順について説明していきます。

グリーン購入法では、市町村に対して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成して、方針に基づいてグリーン購入に努めることを求めていますので、既に、組織の一部で実施していたり、実施はしているが調達方針未作成の市町村においても、取組の充実について、ぜひ検討してください。

【グリーン購入取組フロー図】



1 環境物品等の購入状況の把握

正式にグリーン購入を実施していなくても、実際は環境物品とされるものを意外に利用している場合があります。例えば、コピー用紙やボールペンなどでは、古紙配合率100%のものや再生プラスチックを利用したものが数多く流通しています。

庁内の現状をまず把握することで、対象とする物品の範囲や調達目標の数値を検討する際のデータとして活用できるほか、導入の必要性のアピールにもなります。

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考に、特定調達品目とされている物品やサービスをリストアップし、総購入量と、そのうち、特定調達物品に該当する製品の購入量を調査します。

なお、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」は、環境省ホームページに掲載されています（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>）ので参考にしてください。

2 調達方針の作成

文書化された方針により、組織としての意思を明確に示すことで、庁内にグリーン購入の取組を徹底させ、各部署や出先機関で統一的な処理をすることができます。

また、対外的にも、方針を示すことにより供給業者などに、環境物品等の取扱いの拡大について協力を求めたり、住民や事業者などに対しても、グリーン購入の取組を積極的に働きかけることができます。

調達方針の作成に当たっては、庁内各部局の理解や各部局との調整が大切です。

（1）庁内の理解

グリーン購入を円滑に推進するために、取組の意義、メリット、グリーン購入に関する国の考え方、全国、県内の市町村の取組状況などの情報を収集、整理し、庁内の合意を得るようにします。また、関連する部署だけでなく、トップである市町村長の了解を得ておくこともグリーン購入の円滑な推進に当たって重要です。

（2）グリーン購入を担当する部署と購入を担当する部署との連携、役割分担

グリーン購入を組織全体で推進するため、関係する部署を束ねた横断的な体制を整備して、必要な役割分担を決めます。その場合、実際の購入活動を行う部署と、環境に関する情報を有する部署との連携が重要です。

なお、市町村により、物品購入、工事発注などの業務の担当部署や、事務処理の方法も異なっていますので、グリーン購入の担当部署や役割分担の在り方については、会計規則なども踏まえながら、検討する必要があります。

（3）調達方針の作成

その年度に調達を推進する環境物品等（特定調達品目）と調達目標について、関係する部署が話し合いながら、内容を検討する過程で、それぞれの市町村に合ったグリーン購入の姿を作っていきます。

ここでは、調達方針に盛り込む代表的な項目について記載します。

【調達方針に盛り込むべき内容】

イ 趣旨（目的，意義）

グリーン購入に取り組むに当たっての趣旨（目的，意義）を記載します。

【県の場合】

県内最大規模の事業者，消費者である県が積極的にグリーン購入を進めることにより，市町村，事業者，県民の取組を促進し，持続可能な社会の構築に寄与すること
グリーン購入法に基づいて，調達方針を策定すること など

ロ 定義

必要に応じて，調達方針の中で用いる用語の説明を入れると，分かりやすいものになります。

【県の場合】

「環境物品等」，「特定調達品目」，「特定調達物品」などの文言についての解説，説明

ハ 適用範囲

グリーン購入の取組を適用する範囲を明示します。

【県の場合】

本庁及び地方機関の県のすべての機関

ニ 環境物品等の調達の推進に関する基本的な考え方

グリーン購入に取り組むに当たっての基本的な考え方を記載します。

【県の場合】

環境保全の観点から環境物品等を調達すること
利用が可能な場合には宮城県グリーン製品を優先して調達すること
調達総量を増加させることのないよう長期使用や適正使用に留意すること など

ホ その年度に，重点的に調達を推進する環境物品等（特定調達品目）の種類

特定調達品目の検討には，国が毎年度，閣議決定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考にします。しかし，国の品目をすべて入れるのではなく，紙類，文具類などの取り組みやすい分野から始め，順次品目を増加していく方法が取り組みやすいと思われます。最初は，コピー用紙やボールペンなど，よく使われる事務用品から取り組んでいきましょう。

なお，県では特定調達品目の設定に当たって，国の基本方針を参考にするほか，県独自にエコマーク製品を数品目設定しています。

ヘ 特定調達品目として満たすべき規格など（判断基準・配慮事項）

特定調達品目として満たすべき規格，基準について「判断の基準」を設定します。例えば，コピー用紙の場合，古紙配合率100%などの基準を指します。

多くの地方公共団体は，国が毎年度，閣議決定する「環境物品等の調達の推進に関する基

本方針」を参考に設定しますが、独自の判断基準の設定も可能です。

地方公共団体によっては、判断の基準を「国判断基準による」や「エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベルの表示がある製品であること」、「再生材を使用していること」などとしているところもあります。

文具類などのカタログでは、国の判断基準に適合している商品を「グリーン購入法適合商品」などと掲載しているものが多いことから、調達にあたっての確認を容易とするため、国の判断基準に準拠するか、エコマークなどの環境ラベルであることを判断基準とすることが、分かりやすいです。

また、判断の基準として設定することが難しい事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮する項目として、配慮事項を設定します。例えば、コピー用紙の場合、製品の包装が簡易であることなどの内容です。

なお、県では、国の判断基準に準拠して判断の基準、配慮事項を設定しています。

ト 調達目標

特定調達品目ごとに、調達目標を設定します。目標については、総調達数量に対する特定調達品目の調達量の割合（例：100%や90%以上など）で設定する場合と調達量（例：何個以上など）を目標とする場合があります。

個々の品目毎に目標を設定するのは煩雑であるため、「紙類」、「文具類」といった分類毎や全ての品目を一括して設定の方が効率的です。目標値については、初年度から、一律に100%や90%などの高い目標とはせず、調達実績をみながら、順次、目標値を上げていきます。

自治体によっては、目標を設定していないところもありますが、取組状況を分かりやすく公表する観点からも、できるだけ目標を設定した方がよいでしょう。

【県の場合】

コピー用紙など特に重点的に取り組む品目...「調達目標99%」

以外の物品...「調達目標90%」

公共工事分類など環境物品等の流通が少なく調達が難しい品目...「原則とする」

なお、詰替用インクなどの詰替製品については、目標を設定していない。

チ 調達推進にあたっての注意事項

調達を進めるに当たって、注意すべき項目について記載します。

判断基準に適合する商品を選択するのに必要な情報の入手方法

例えば、国が運営する「グリーン購入法特定情報提供システム」や「エコマーク」など、判断基準に適合する商品を選択するのに必要な情報の入手方法について記載します。

特定調達品目以外の物品の取扱い

特定調達品目以外の物品を購入する場合も、環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めることなどを記載します。

調達総量の抑制について

グリーン購入の推進を理由として調達総量を増加させないことなどを記載します。

リ 調達方針及び取組状況の公表

調達方針や取組状況を公表することにより、グリーン購入の取組について庁内において再認識されるとともに、外部に公表することで取組に対する励みにもなります。また、環境配

慮の率先行動を積極的に公表することで、地域住民や事業者にも、同様の取組を働きかけることができます。

具体的な公表方法ですが、環境白書などの従来から発行されている刊行物の中で公表する方法やホームページなどを活用して公表することが考えられます。また、地域住民への啓発効果を考えて、住民向けの広報誌を利用することも効果的です。

【県の場合】

県では、ホームページを通して公表するほか、記者発表や環境白書などの刊行物を通して公表しています。また、平成15年度からは「環境レポート」を作成し、県の事業者としての環境配慮の取組を公表しています。

又 その他の項目

必要に応じて、事業者への協力要請などの諸項目について記載します。

（記載項目例）

物品納入業者等への協力要請

事業者の選定に当たって、ISO14001などの環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者に配慮すること

地元で生産又は主な加工が行われた物品が特定調達品目に該当する場合に優先調達すること

全庁でグリーン購入を着実に推進するための推進組織を設置すること など

ル 施行期日

調達方針例を10頁以降に掲載してありますので、参考にしてください。また、環境省が運営する「グリーン購入取り組み事例データベース：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jirei_db/index.html」も取組を進める上で参考になります。

なお、県の「平成18年度宮城県環境物品等調達方針」については、県環境政策課ホームページ：<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-s/H18tyoutatu/H18housin.htm>に掲載してありますので、参考にしてください。

3 調達方針の決定、公表

調達方針を決定した場合には、グリーン購入の意義のほか、適合品を選択するためには、どのように情報を入手すると良いのかといったことや、具体的な購入手続きについて、購入事務担当部署と連携して、職員向けの説明会を開催するのが効果的です。

また、庁内LAN等で、職員がいつでも資料を閲覧できるようにしておくとう便利です。

供給業者に対しても、市（町村）がグリーン購入に取り組むことを予め説明するとともに、環境物品等の取扱いの拡大に配慮を求めるなど、事前の働きかけを検討する必要があります。

4 調達実績の取りまとめ、公表

グリーン購入の継続的な改善を行っていくため、環境物品等の調達数量を把握する必要があります。

調達数量の把握方法の例としては、購入しようとする物品が、特定調達品目に該当する場合は、購入決定書等に、適合品選択の有無や、選択できない理由を記載するなど、庁内でチェックできる仕組みとする方法があります。この方法の場合、適合品選択の有無を記載しておくことにより、

調達実績の把握が容易になるだけでなく、適合品を選択できない理由を集約することにより、庁内でグリーン購入を推進する上での課題分析ができます。また、後日集計をする場合にも容易にできますから、購入決定書などにチェック項目を記載する方法は便利です。

それ以外にも、県のようにチェックリストを作成し、発注の都度に購入品目などを記載する方法などもありますので、市町村毎の発注形態に合わせた把握手法を検討してください。

取りまとめた結果等については、ホームページや広報誌等を活用して公表します。

5 課題の整理，必要に応じて是正措置

調達実績を取りまとめた結果，取り組みが徹底しなかった品目などについて，取組に当たっての課題を集約し，解決に向けての方策を検討するとともに，次年度以降の調達方針に反映させていきます。

【調達方針例】

平成 年度 市（町村）環境物品等調達方針

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第10条第1項の規定に基づき、平成 年度における環境物品等の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定めます。

1 目的

グリーン購入法に基づき、本市（町村）がグリーン購入を推進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とします。

また、市（町村）が率先して環境物品等を購入することにより、市（町村）民や事業者の環境に配慮した消費行動や環境負荷の少ない事業活動への転換を促すことを期待するものです。

2 定義

(1) 「環境物品等」とは、次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

イ 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

ロ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること。

使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負担が少ないこと。

使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

ハ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(2) 「特定調達品目」とは、重点的に調達を推進すべき環境物品等の品目をいいます。

(3) 「特定調達物品等」とは、特定調達品目ごとにその判断基準等を満たす物品等をいいます。

(4) 「物品等の調達」には、購入の他、リース又はレンタル契約による調達も含みます。

(5) 「判断基準」とは、特定調達物品等とするか否かを客観的に判断するための数値等の基準をいいます。

(6) 「配慮事項」とは、特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項をいいます。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市（町村）のすべての機関が行う物品等の調達とします。

4 環境物品等の調達の推進に関する基本的な考え方

(1) 従来から考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点も考慮します。

(2) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めます。

(3) グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮します。

5 特定調達品目及び調達目標

(1) 本年度の特定調達品目と調達目標は、別表のとおりです。

(2) 特定調達品目に係る判断基準及び配慮事項は、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づ

き，国が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」のとおりとする。

6 調達推進にあたっての注意事項

(1) 情報収集方法

調達を予定する物品等が，別表に示している判断基準を満たしているかの判断をする際には，国が運営する「グリーン購入法特定情報システム」をはじめ，各製造事業者等が作成するカタログやホームページ等により確認することとします。

なお，これらによる確認ができない場合には，物品調達を実施する各組織が，当該物品の環境に関する情報を可能な範囲で収集し，物品選定に反映します。

(2) 特定調達物品以外の物品の取扱い

特定調達品目以外の物品等を調達する場合においても，環境に配慮したものを優先的に調達するように努めます。

7 環境に配慮した事業活動を行う事業者に対する配慮

事業者の選定等に当たっては，ISO14001等の認証取得により環境に配慮した事業活動を行う事業者を配慮するよう努めます。

8 調達方針及び購入実績の公表

(1) この方針は，市（町村）のホームページ等を通じて公表します。

(2) 環境物品等の調達実績は，毎年度，市（町村）のホームページ等を通じて公表します。

9 普及促進

市（町村）は，環境物品等の調達の趣旨，効果等について職員に対する研修を実施するとともに，市（町村）民・事業者に対し環境物品等に関する情報を積極的に提供するなど普及促進に努め，協働して環境物品等の調達を推進します。

10 推進組織

全庁的なグリーン購入を推進するため，次のとおり「グリーン購入推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置します。

(1) 連絡会議は，次の事項について協議します。

イ 環境物品等調達方針に関すること。

ロ その他，グリーン購入の推進に関すること。

(2) 連絡会議は座長が招集し，座長は 課長 をもって充てます。

(3) 連絡会議は，別表2に掲げる者をもって組織します。また，必要に応じて，別表2に掲げる者以外の者の出席を求めることができます。

(4) 連絡会議の庶務は， 課において処理します。

11 施行期日

本調達方針は，平成 年 月 日以降に調達手続を行う契約から適用します。

【別紙】

平成 年度 特定調達品目及び調達目標

分野(特定調達品目数)	特定調達品目名	調達目標	備考
1 紙類	コピー用紙		
	フォーム用紙		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙		
	ジアゾ感光紙		
	印刷用紙(カラー用紙を除く)		
	印刷用紙(カラー用紙)		
	トイレットペーパー		
	ティッシュペーパー		
2 文具類	シャープペンシル		
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	マーキングペン		
	鉛筆		
	スタンプ台		
	朱肉		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印		
	回転ゴム印		
	定規		
	トレー		
	消しゴム		
	ステーブラー		
	ステーブラー針リムーバー		
	連射式クリップ(本体)		
	事務用修正具(テープ)		
	事務用修正具(液状)		
	クラフトテープ		
	粘着テープ(布粘着)		
	両面粘着紙テープ		
	製本テープ		
	ブックスタンド		
	ペンスタンド		
	クリップケース		
	はさみ		
	マグネット(玉)		
	マグネット(バー)		

テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー（ウェットタイプ）
OAクリーナー（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース（FD・CD・MO用）
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり（液状）（補充用を含む。）
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）
のり（固形）
のり（テープ）
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム
つづりひも
カードケース
事務用封筒（紙製）
窓付き封筒（紙製）
けい紙
起案用紙
ノート
タックラベル
インデックス
パンチラベル
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き

	ホワイトボード用レーザー		
	額縁		
	ごみ箱		
	リサイクルボックス		
	缶・ボトルつぶし(手動)		
	名札(机上用)		
	名札(衣服取付型・首下げ型)		
	鍵かけ		
3 機器類	いす		
	机		
	棚		
	収納用什器(棚以外)		
	ローパーティション		
	コートハンガー		
	傘立て		
	掲示板		
	黒板		
	ホワイトボード		
4 O A 機器	コピー機		
	複合機		
	拡張性のあるデジタルコピー機		
	プリンタ		
	プリンタ/ファクシミリ兼用機		
	ファクシミリ		
	スキャナ		
	磁気ディスク装置		
	ディスプレイ		
	シュレッダー		
	デジタル印刷機		
	記録用メディア		
	一時電池又は小形充電式電池		
5 家電製品	電気冷蔵庫		
	電気冷凍庫		
	電気冷凍冷蔵庫		
	電気便座		
6 エアコンディショナー等	エアコンディショナー		
	ガスヒートポンプ式冷暖房機		
	ストーブ		
7 温水器等	電気給湯器		
	ガス温水機器		
	石油温水機器		
	ガス調理機器		
8 照明	蛍光灯照明器具		
	蛍光ランプ(直管型:大きさの区分40形蛍光ランプ)		

	電球形状のランプ		
9 自動車等	自動車		
	E T C 対応車載器		
	カーナビゲーションシステム		
	一般公用車用タイヤ		
	2 サイクルエンジン油		
10 消火器	消火器		
12 制服・作業服	制服		
	作業服		
13 インテリア・寝装 寝具	カーテン		
	タフテッドカーペット		
	タイルカーペット		
	織じゅうたん		
	ニードルパンチカーペット		
	毛布		
	ふとん		
	ベッドフレーム		
マットレス			
14 作業手袋	作業手袋		
15 その他繊維製品	集会用テント		
	ブルーシート		
	防球ネット		
16 設備	太陽光発電システム		
	太陽熱利用システム		
	燃料電池		
	生ごみ処理機		
17 公共工事 【資材】	建設汚泥から再生した処理土		
	土工用水砕スラグ		
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
	地盤改良用製鋼スラグ		
	高炉スラグ骨材		

フェロニッケルスラグ骨材
銅スラグ骨材
電気炉酸化スラグ骨材
再生加熱アスファルト混合物
再生骨材等
鉄鋼スラグ混入路盤材
間伐材
高炉セメント
フライアッシュセメント
エコセメント
透水性コンクリート
フライアッシュを用いた吹付け コンクリート
下塗用塗料（重防食）
低揮発性有機溶剤型の路面表示 用水性塗料
再生材料を用いた舗装用ブロッ ク（焼成）
再生材料を用いた舗装用ブロッ ク類（プレキャスト無筋コンク リート製品）
再生材料を用いた防砂シート（吸 出防止材）
バークたい肥
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥 料（下水汚泥コンポスト）
環境配慮型道路照明
陶磁器質タイル
断熱サッシ・ドア
製材
集成材
合板
単板積層材
パーティクルボード
繊維板
木質系セメント板
ビニル系床材
断熱材
照明制御システム
変圧器
吸収冷温水器
氷蓄熱式空調機器
ガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機
排水・通気用再生硬質塩化ビニ

	ル管		
	自動水栓		
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
	水洗式大便器		
【建設機械】	排出ガス対策型建設機械		
	低騒音型建設機械		
【工法】	低品質土有効利用工法		
	建設汚泥再生処理工法		
	コンクリート塊再生処理工法		
	路上表層再生工法		
	路上再生路盤工法		
	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
【目的物】	排水性舗装		
	透水性舗装		
	屋上緑化		
18 役務	省エネルギー診断		
	印刷		
	食堂		
	自動車専用タイヤ更生		
	自動車整備		
	庁舎管理		
	清掃		

(国が定めた平成18年度の特定調達品目を列挙しています。)

別表2 (略)

参考 県におけるグリーン購入の取組

1 調達方針の策定

宮城県では、「宮城県環境保全率先実行計画」を平成9年度に策定し、重点行動項目として環境保全型製品の購入を掲げ、グリーン購入に取り組んできており、平成13年度からは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)」の規定を受けて、毎年度、「宮城県環境物品等調達方針(以下「調達方針」という。)」を定め、グリーン購入を推進しています。

2 調達方針の概要

調達方針では、下記の項目について記載しています。

- 1 趣旨・・・・・・・・グリーン購入法に基づき策定したこと
- 2 対象機関・・・・・・・・本庁及び地方機関の県のすべての機関を対象としていること
- 3 定義
 - (1)環境物品等・・・・・・・・環境への負荷の低減に資する製品・役務
 - (2)特定調達品目・・・・・・・・重点的に調達を推進すべき環境物品等の品目
 - (3)特定調達物品・・・・・・・・特定調達品目ごとに判断基準等を満たす物品
 - (4)物品の調達・・・・・・・・購入のほか、リース契約等による調達も含む
- 4 環境物品等の調達の推進に関する基本的な考え方
 - (1)環境保全の観点からの選択
・・・・・・・・できる限り環境物品等の調達に努めること
 - (2)宮城県グリーン製品からの選択
・・・・・・・・利用が可能な場合に調達すること
 - (3)調達総量の抑制と長期使用
・・・・・・・・長期使用・適正使用に十分に留意すること
 - (4)特定調達物品等以外の環境物品等の調達
・・・・・・・・できる限り調達推進に努めること
- 5 特定調達品目と調達目標
- 6 特定調達物品の判断基準と選択・確認方法

など

3 特定調達品目数の推移

特定調達品目数は、平成13年度の5分類59品目から、毎年度増加しており、平成18年度は16分類166品目となっています。

	平成13年度調達方針		平成14年度調達方針		平成15年度調達方針		平成16年度調達方針		平成17年度調達方針		平成18年度調達方針	
	分類	品目数	分類	品目数	分類	品目数	分類	品目数	分類	品目数	分類	品目数
1	紙類	4	紙類(印刷物含む)	8	紙類	9	紙類	9	紙類	9	紙類	9
2					印刷物	1	印刷物	1	印刷物	1	印刷物	1
3	文具類	48	文具類	66	文具類	83	文具類	97	文具類	100	文具類	95
4			機器類	4	機器類	10	機器類	10	機器類	10	機器類	10
5	O A機器	3	O A機器	5	O A機器	7	O A機器	8	O A機器	8	O A機器	8
6					家電製品	4	家電製品	4	家電製品	3	家電製品	4
7									温水器等	4	温水器等	4
8			照明	2	照明	2	照明	2	照明	2	照明	2
9	自動車	2	自動車	1	自動車	1	自動車	1	自動車	1	自動車	1
10											消火器	1
11					インテリア・寝装・寝具	2	インテリア・寝装・寝具	2	インテリア・寝装・寝具	2	インテリア・寝装・寝具	2
12							その他繊維製品	3	その他繊維製品	3	その他繊維製品	3
13	制服・作業服等	2	制服・作業服等	2	制服・作業服等	2	制服・作業服等	2	制服・作業服等	2	制服・作業服等	2
14									設備	1	設備	1
15									役務	1	役務	1
16			公共工事	5	公共工事	11	公共工事	12	公共工事	15	公共工事	22
	合計	59	合計	93	合計	132	合計	151	合計	162	合計	166

4 調達状況の推移

特定調達物品の購入率が90%以上である品目が全品目数の9割を超えるなど、グリーン購入への取組は定着しています。

品目の分類	平成13年度				平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度			
	合計	環境保全型製品購入率			合計	環境保全型製品購入率			合計	環境保全型製品購入率			合計	環境保全型製品購入率			合計	環境保全型製品購入率		
		90%未満	90%以上	うち100%																
紙類	4	0	4	1	7	0	7	4	9	0	9	6	9	1	8	2	9	1	8	3
文具類	46	15	31	10	62	8	54	35	76	4	72	58	95	3	92	40	99	0	99	55
機器類					4	1	3	2	9	1	8	7	10	0	10	7	9	1	8	5
O A機器	3	2	1	0	5	2	3	2	7	0	7	5	8	0	8	4	8	0	8	8
家電製品									2	1	1	1	4	1	3	2	3	0	3	3
温水器等																	3	0	3	3
照明					1	0	1	1	2	0	2	2	2	0	2	0	1	0	1	0
自動車	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0
インテリア・寝装・寝具									0	0	0	0	2	0	2	1	2	0	2	1
その他繊維製品													1	0	1	1	1	0	1	0
制服・作業服等	2	2	0	0	2	1	1	0	2	1	1	0	2	0	2	0	2	0	2	0
設備																	1	0	1	1
役務																	1	0	1	1
公共工事									9	1	8	5	9	3	6	6	13	4	9	4
合計	56	19	37	12	82	13	69	44	117	8	109	85	143	8	135	63	153	6	147	84

5 宮城県グリーン購入促進条例

県では、県内におけるグリーン購入の促進を目的として、全国で初めて「グリーン購入促進条例」を制定し、平成18年4月1日から施行しています。概要については、下記のとおりです。

グリーン購入促進条例の概要

県民等が取り組むべきこと

グリーン購入に理解を深め、グリーン購入を行うよう努めること

事業者が取り組むべきこと

物品又は役務の購入者等に対してその物品等の環境情報又は自らの事業活動に関する環境情報を提供すること

事業活動に関する環境情報を提供する手段としては、環境報告書や環境マネジメントシステム（ISO14001、みちのくEMSなど）の認証取得を冊子やホームページで公表するなどがあります。

民間団体が取り組むべきこと

グリーン購入を促進するための活動を行う民間団体は、その専門知識を県民等が行うグリーン購入を支援するよう努めること

県等の取組

市町村や事業者・民間団体と連携・協働してグリーン購入を促進すること

シンポジウムやセミナーを開催します。

インターネットなどで環境情報を提供します。

優れた取組に対して、グリーン購入表彰を行います。

物品等の調達に当たっては、積極的にグリーン購入を推進すること

グリーン購入の推進に関する基本的事項を基本方針として定めます。

毎年度グリーン購入に関する推進計画を策定し、調達すべき物品等を定めます。

推進計画で定めた物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表します。

6 平成19年度以降のグリーン購入の取り組み

宮城県グリーン購入条例の施行に伴い、平成19年度からは従来作成していた「宮城県環境物品等調達方針」に代えて、「グリーン購入の推進に関する基本方針」の策定と、当該方針に則して毎年度「グリーン購入の推進に関する計画」（従来の環境物品等調達方針）を定めることとされています。そのため、宮城県では平成19年度以降は「環境物品等調達方針」ではなく「グリーン購入の推進に関する計画」に基づいて、グリーン購入を推進していきます。



古紙配合率 100 % 白色度 70 % の再生紙を使用しています